

# 鳥取市新事業展開支援補助金

アフターコロナにおける新たな需要獲得や販路開拓を行う取組を応援します

対象事業者	対象事業
<p>① <b>中小企業者</b>であること（株式会社、有限会社、合名会社、合同会社、企業組合、協同組合、個人事業主等）</p> <p>② <b>市内に主たる事業所</b>を有していること</p> <p>③ 次のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・直近1年のうち任意の3か月の<b>売上高合計</b>が平成31年1月以降の同3か月の売上高合計と比較し<b>10%以上減少</b>していること</li><li>・直近1年のうち、任意の3か月の<b>売上総利益（粗利）の合計</b>が、前年同期比で<b>10%以上減少</b>していること</li></ul> <p>④ <b>市税等の滞納がない</b>こと</p> <p>⑤ 事業の実施により<b>関係法令に抵触しない</b>こと</p>	<p>○ <b>コロナ禍以降の新たな需要</b>を獲得するために行ういずれかに該当する事業であること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>新規事業分野への進出</b> ▷日本標準産業分類で小分類以上の別区分への進出</li><li>・ <b>販路獲得のための新規手法の導入</b> ▷オンライン商談、EC販売等のコロナ禍以降の社会変化に適應した販路獲得手段の導入</li><li>・ <b>新商品・サービスの開発</b> ▷コロナ禍以降に需要が高まっている新商品等の開発</li></ul> <p>○ <b>認定経営革新等支援機関</b>(商工団体、金融機関、税理士等)と<b>策定した事業計画</b>であること</p>
<b>補助対象経費</b>	
マーケティング戦略費、技術指導費、外注費、受講・講師料、広告宣伝費、設備導入費等	
<b>補助率（補助限度額）・交付申請期限</b>	
<b>2/3（150万円）</b> ※事業費20万円以上（他制度との併用不可） 申請期限：令和5年7月31日	
<b>事業実施完了期限</b>	
令和6年2月29日	
<b>【備考】</b>	
○過去に鳥取市中小企業事業再構築支援事業補助金又は鳥取市新事業展開支援補助金の交付を受けた事業者は利用できません	
○予算の執行状況により交付申請期限を早める場合があります	
○事業実施完了期限までに本市へ事業完了報告できる事業が補助対象です	
○必ず『申請の手引き』をご確認の上、申請してください	

## 「新規事業分野への進出」の例

- ☆食料品卸売業者がレストランを整備し、飲食店営業を開始
- ☆美容室が新たにエステサロンを開設
- ☆木造建築工事業者が、既存設備を活用し、造園工事業を開始
- ☆そば屋が新たに寿司店を開業

## 「販路獲得のための新規手法の導入」の例

- ☆オンライン内見が可能なシステムを導入し、来店せず内見可能にする
- ☆オンラインシステムにより遠隔地の顧客に対して展示会を定期開催
- ☆食品加工業者が自社HPにEC機能を付加し直販を強化する

## 「新商品・サービスの開発」の例

- ☆宿泊業者が人気が高まるグランピング施設の運営を開始
- ☆外出機会の減少により需要高まるセルフケア商品を開発
- ☆中食需要で市場拡大している冷凍食品の通販商品を開発

